

幡多広域市町村圏事務組合「租税債権管理機構」からのお知らせ

租税債権管理機構とは

「租税債権管理機構」は、幡多地域6市町村で構成する幡多広域市町村圏事務組合の中に、住民税・固定資産税・国保税など年々増加する滞納税を徴収する専門組織として、昨年4月1日に設置されました。

差し押さえた土地を公売します！

「機構」では、預金・給料などの債権やテレビ・家具などの動産の差し押え処分を行ってききましたが、このたび差し押さえた不動産（土地）について、8月25日開催予定の「ヤフー官公庁オークション」を通じてインターネットで公売することとしました。

今回は土地を対象とする予定ですが、今後は住宅なども公売対象となる場合があります。

「機構」の設立については、6市町村の議会の承認を受け、さらに、県知事の認可を受けています。平成20年度は、6市町村から399件の滞納案件の移管を受け、1億4,500万円余りを徴収しました。

「機構」は税の公平を守るため、各市町村の税務担当課とも協力して、納税の意思を示されない滞納者に対しては財産の差し押さえや公売を実施していきます。

税金を滞納されている場合には、「機構」移管前は役場税務収納担当（☎43-4500（大方）☎55-3113（佐賀））まで、「機構」移管後は左記まで早急に納税相談されるようお勧めします。



平成20年度の実績

【徴収額（合計）】
1億4,587万7千円
〈本税〉
1億2,765万4千円
〈督促手数料〉
67万8千円
〈延滞金〉
1,754万5千円

【受託案件処理状況（合計）】
399件
完納による返還 57件
ほぼ完納で返還 140件
財産なしで返還 63件
翌年度に継続 139件

【差し押さえの状況（合計）】
517件
預貯金297件・保険98件・給料など40件・売掛金20件・動産11件・不動産22件・その他の財産29件

○相談・お問い合わせ

幡多広域市町村圏事務組合
租税債権管理機構

☎34-1301

月	日		水道給水工事指定店 当番一覧表			
	自	至				
7	6~12	吉本水道	河野電機設備	(株)土居建設	谷口水道	
	13~19	大方設備センター	拳ノ川住設	(有)西部総建		
	20~26	(株)中村住設大方営業所	道倉水道	山本建設(株)	(有)森田建設	
	27~31	前田電工	平野住設	(有)弘瀬建設		
8	1~2	前田電工	平野住設	(有)弘瀬建設		
	3~9	吉本水道	河野電機設備	(株)土居建設	谷口水道	
	10~13	大方設備センター	拳ノ川住設	(有)西部総建		
	14	(株)中村住設大方営業所	道倉水道	山本建設(株)	(有)森田建設	
	15	前田電工	平野住設	(有)弘瀬建設		
	16	吉本水道	河野電機設備	(株)土居建設	谷口水道	
	17~23	大方設備センター	拳ノ川住設	(有)西部総建		

当番店の連絡先・所在地 ※当番日以外でも要請があった場合には対応いたします。

店名	電話番号		住所	店名	電話番号		住所
	事務所	自宅			事務所	自宅	
大方設備センター	43-1420	43-1483	入野769	拳ノ川住設	55-7371	55-7114	拳ノ川1781
河野電機設備	43-1022		入野2878	(有)西部総建	55-2825		伊与喜38-2
(株)中村住設大方営業所	43-0211	43-2061	出口372-2	谷口水道	55-2316		佐賀2773
平野住設	44-1513	44-1117	伊田2100	(株)土居建設	55-2133	55-2363	伊与喜43-5
前田電工	43-1149	43-1546	入野1574	(有)弘瀬建設	55-2121		佐賀1990
道倉水道	43-2096		浮鞭3558-8	(有)森田建設	55-3621	55-2420	藤縄5-1
吉本水道	43-2024		入野544-4	山本建設(株)	55-3141	55-2076	佐賀2988

○お問い合わせ/大方総合支所 まちづくり課 水道係 ☎43-2114(直通) 佐賀総合支所 まちづくり課 水道環境係 ☎55-3700(直通)